



東京都交通局安全報告書

2010
安全報告書
(自動車事業)

平成22年7月9日



東京都交通局

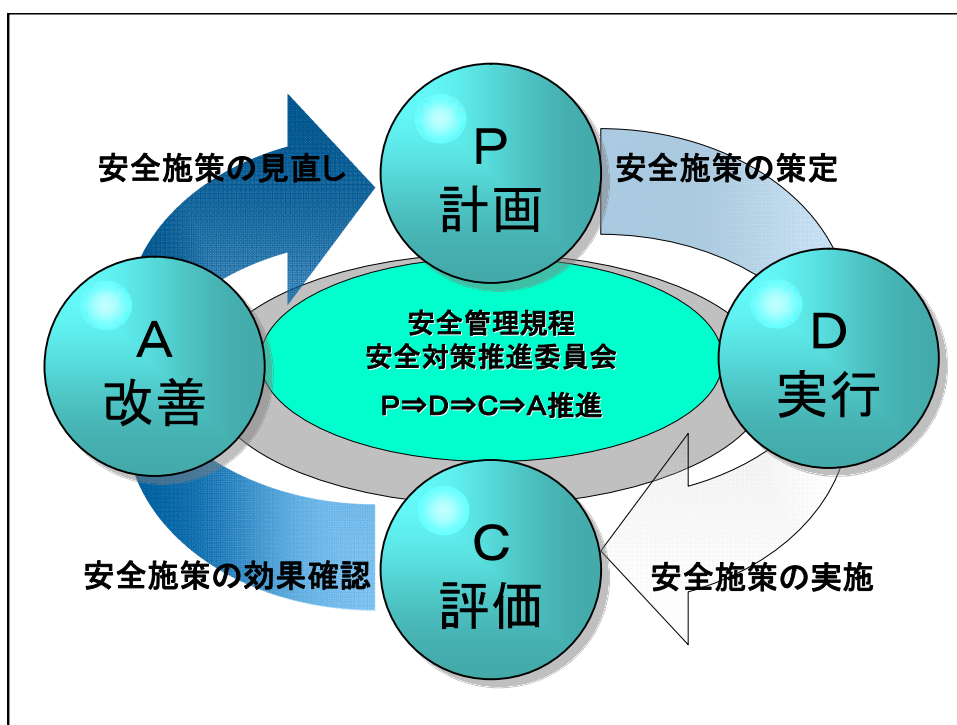


自動車事業における安全にかかわる情報の公表について
～運輸安全マネジメントに関する取組～

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により道路運送法が改正されたことに伴い、輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた「東京都交通局自動車事業安全管理規程（以下、「安全管理規程」という。）」を制定しました。

この安全管理規程に基づき、輸送の安全に関する計画の策定(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)を確実に実行することにより、絶えず安全を見直し、安全性の向上に努めていきます。

また、安全管理規程第17条及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、輸送の安全に関する情報を公表します。





目 次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	1
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況	2
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	3
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	4
5. 輸送の安全に関する重点施策	5
6. 輸送の安全に関する計画	6
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	10
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制	10
9. 安全統括管理者	10
10. 東京都交通局自動車事業安全管理規程	10
11. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	11
12. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容	13
別紙	「東京都交通局自動車事業安全管理規程」



1. 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 安全方針

東京都交通局では、輸送の安全を確保するため、安全に係る基本的な姿勢を示した「安全方針」を定め、全職員が一丸となって事故防止に努めるとともに、常に安全を最優先として取り組んでいます。

「安全方針」には、安全・安心を第一の課題と位置づけ、職員のなすべき4つの基本的事項が定められています。

安全方針

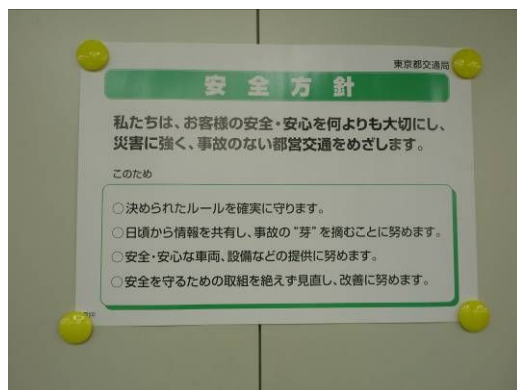
私たちは、お客様の安全・安心を何よりも大切にし、災害に強く、事故のない都営交通をめざします。

このため、

- 決められたルールを確実に守ります。
- 日頃から情報を共有し、事故の“芽”を摘むことに努めます。
- 安全・安心な車両、設備などの提供に努めます。
- 安全を守るための取組を絶えず見直し、改善に努めます。

(2) 安全を最優先する意識の徹底

安全が最も重要であるという意識を徹底させるため、「安全方針」を全職場に掲示するなど、全職員への周知を図っています。



▲安全方針の掲示



2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

(1) 平成21年度の目標の達成状況

平成21年度の安全に関する目標及び当該目標の達成状況は以下のとおりです。
事故の発生件数は、約17.7%減少、車両故障の発生件数は、約30.7%減少で、ともに目標を達成することができました。

目 標	実 績
○ 事故発生件数(有責)を対前年度比10%削減し、411件以下とする。 (うち、人身事故は20%削減し、178件以下とする。)	○ 有責事故(当方に過失のある事故)の発生件数は、20年度462件に対し、21年度は380件であり、82件(約17.7%)減少した。 うち、人身事故は20年度231件に対し、21年度は178件であり、53件(約22.9%)減少した。
○ 路上故障発生件数を対前年度比15%削減し、108件以下とする。	○ 車両故障の発生件数は、20年度127件に対し、21年度は88件であり、39件(約30.7%)減少した。

(2) 平成22年度の目標

平成22年度目標

- 21年度事故発生件数380件を10%削減し、342件以下とする。
(うち、人身事故は21年度178件を10%削減し、160件以下とする。)
- 21年度路上故障発生件数88件を10%削減し、80件以下とする。

平成22年度は、昨年度に引き続き、事故及び車両故障の削減を目標に掲げました。

事故の発生件数は、平成21年度の実績から、さらに10%の削減に取り組みます。そのうち人身事故の削減については重点項目として10%の削減目標を設定しました。平成22年度も引き続き、日常の運行管理の徹底、事故の分析に基づく事故防止対策の推進、安全研修の充実、運転訓練車を活用した研修の実施等により、目標達成に努めてまいります。

車両故障の発生件数については、前年度より大幅に減少し、平成21年度の目標



を達成することができました。引き続き予防保全について継続的な取り組みを実施し、10%の削減に取り組みます。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

平成21年度、自動車事故報告規則第2条に該当し、国土交通省へ報告した事故件数は100件でした。事故の内容については以下のとおりです。

平成21年度事故報告規則第2条に基づく報告内容

事故の内容	件数	根拠規程
車両火災	1件	第1号
歩行者等との接触	4件	第3号
オートバイとの接触	2件	第3号
タクシーとの接触	1件	第3号
発車時・急停車等による車内転倒	2件	第3号
乗務員疾病による運行中止	2件	第9号
自動車の装置の故障	88件	第11号
合 計	100件	---

(参考) 道路運送法第29条に基づき国土交通大臣に届け出る事故(抜粋)

自動車事故報告規則(第2条)

- 第1号 自動車が転覆し、転落、火災(積載物品の火災を含む)を起こし、または、踏切において鉄道車両と衝突し、若しくは接触したもの
- 第3号 死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号(※1)に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じたもの
- 第7号 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号(※2)に掲げる傷害が生じたもの
- 第9号 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの(運行を途中で中止した場合)
- 第11号 自動車の装置(道路運送車両法第41条各号に掲げる装置)の故障により、自動車が運行できなくなったもの

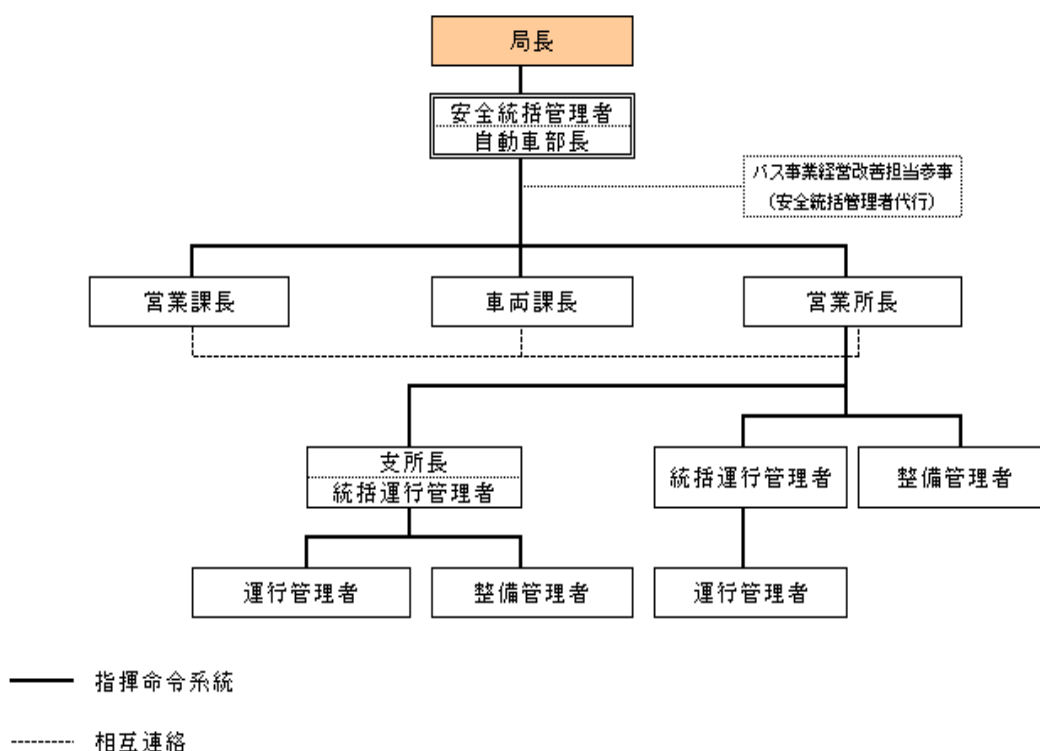
〔 ※1：14日以上入院又は、入院を要し治療を要する期間が30日以上のもの等
 ※2：11日以上治療を要するもの 〕



4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(1) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、以下のとおりです。局長は、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者を選任し、責任ある安全管理体制を構築しています。また、各々の責任と権限を安全管理規程（第8条）に定め、明確にしています。

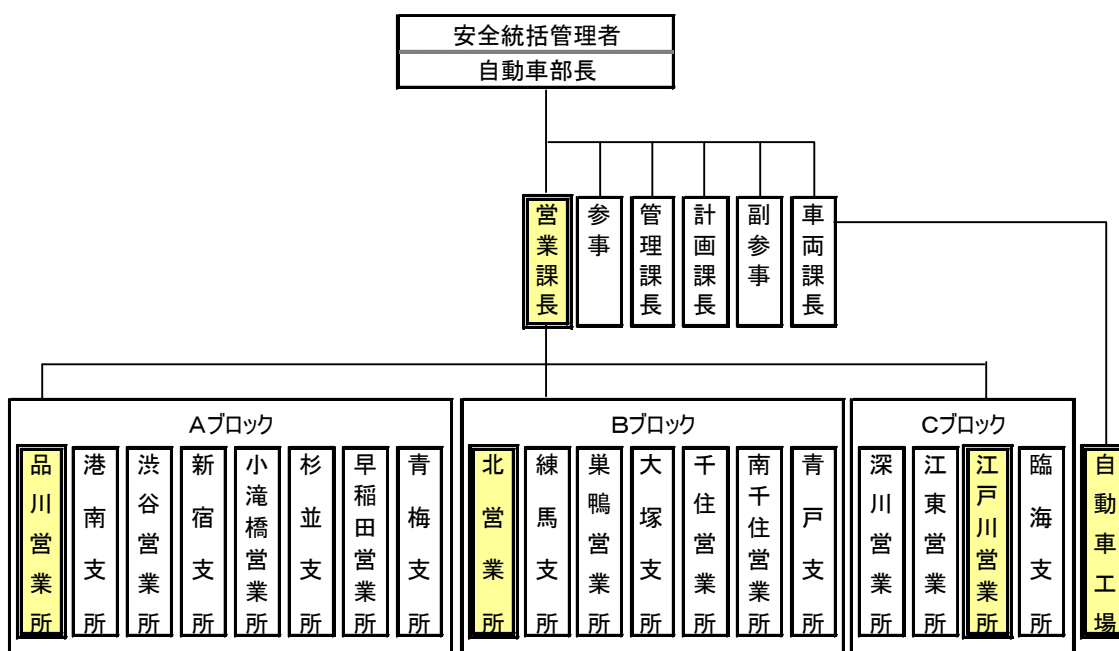




(2) 重大事故、災害等に対応する場合の組織体制及び指揮命令系統

重大事故等が発生した場合の組織体制及び指揮命令系統は以下のとおりです。事故発生時の対応は、基本的に営業所単位で行いますが、被害の影響が甚大である場合、ブロック単位を原則としてそれぞれの営業所、支所相互での応援体制をとることになっています。

また、大規模災害等の発生時においては、災害対策本部を設けて対応しています。



5. 輸送の安全に関する重点施策

安全方針に基づく、平成21年度の自動車事業におけるの交通局の重点施策は以下のとおりです。

- (1) 関係法令及び安全管理規程の遵守
- (2) 職務、職責に応じた教育訓練及び研修の計画的な実施
- (3) 連絡体制の強化と情報の共有化による事故の未然防止
- (4) 事故防止に資する車両、設備等の効率的かつ効果的な更新整備等
- (5) 内部監査の的確な実施と是正、予防措置等の継続的な改善



6. 輸送の安全に関する計画

(1) 平成21年度安全重点施策の実施状況

安全重点施策に基づく具体的な取組については、以下のとおりです。

① 日常の運行管理の徹底

全国交通安全運動期間、自動車輸送安全総点検実施期間、都営交通安全の日等において、本局職員による点呼立会及び街頭指導を実施し、指導強化を図りました。

また、点呼立会時の指摘事項について、改善を徹底しました。



▲安全統括管理者による早朝点呼立会

② 運転訓練車の活用による事故の削減及び未然防止

研修所で実施する自動車運転新任フォローアップ科や安全運転特別指導科等でバス運転訓練車を活用した研修を実施しました。

また、各自動車営業所に運転訓練車を出張させ、運転状況の診断、個別データによる指導を行いました。

③ 安全研修の充実

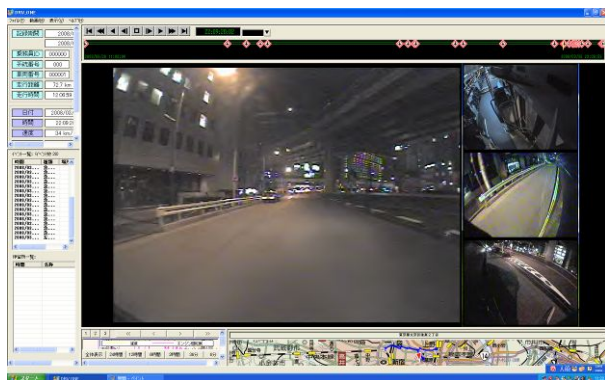
安全研修を充実するため、ドライブレコーダー映像の編集方法等の講習を実施するとともに、産業医や保険会社のコンサルタントを講師とした講義内容をDVDに収録し、各営業所に配布しました。

また、車両の点検方法及び車両構造について、専門知識を持つ整備管理者を講師とした安全研修を実施しました。

④ ヒヤリ・ハット情報等の収集と活用

「都営交通安全の日」のアンケートで収集したヒヤリ・ハット情報を、分類・整理して、危険予知訓練を目的とした研修資料を作成し、安全研修で活用しました。

また、収集したヒヤリ・ハット事例や事故事例を用い、なぜなぜ分析の手法を用いて事故分析を行い、事故の背後要因を究明しました。



▲ドライブレコーダーの映像



▲安全研修の様子

⑤ 事故の分析に基づく事故防止対策の推進

各営業所において、事故削減に向けた年間目標を設定し、目標管理シートにより四半期毎に取組を検証しました。

各運動期間中を中心に、発進時及びドア開閉時の安全確認を重点項目に掲げ、自ら防ぐことのできる事故の削減に取り組みました。

⑥ 予防保全の実施による車両故障の削減

各所において、路上故障削減に向けた年間目標を設定し車両整備目標管理シートを作成し、月毎の重点項目を決め、作業に取り組みました。

また、各所で交換基準を基に部品交換の優先順位を決め、整備計画を作成し、定期交換作業に取り組みました。

発生した路上故障については、全所で情報を共有し車両の点検を強化することで、故障の再発予防に取り組みました。

⑦ 内部監査の有効性向上

内部監査の有効性向上のため、「内部監査手順」の改訂を行うとともに、内部監査員スキルアップ研修を、監査を実施する担当チーム毎に、実戦形式で実施しました。

⑧ 自主監査の強化

全営業所・支所及び自動車工場に対して、本局職員による自主監査を実施しました。

指摘事項については、全所から改善報告書を提出させ、再度改善確認監査等を実施し、改善が図れていること確認しました。



(2) 平成21年度安全重点施策以外の実施状況

安全重点施策以外の安全に関する主な取組については、以下のとおりです。

① 事故災害時の情報伝達訓練の実施

都営バスでは、乗務員から営業所、警察等への連絡や近隣営業所との連携など、事故発生時に迅速に対応できるよう、大規模な事故を想定した情報伝達訓練を年1回実施しています。

平成21年度は、11月27日、江戸川自動車営業所臨海支所構内において、道路上の落下物を避けようとした都営バスが道路左側の電柱に衝突して乗務員が意識を失い、複数のお客様が負傷したという想定で訓練を実施しました。今回の訓練では、予め訓練参加者には被害想定を通知しないなど、より実践的な訓練となるよう工夫をしました。また、応急手当普及員による心肺蘇生法及びAED機器の操作説明と演習も実施しました。



▲AED操作説明



▲負傷者救護訓練の様子

② 各種会議の定期的な開催による連絡体制の強化

毎月1回、「自動車部安全対策会議」「統括運行管理者会議」「整備管理者会議」を開催し、事故分析に関する情報の共有、車両整備に関するヒヤリ・ハット情報の共有、輸送の安全に関する連絡調整等を行い、連絡体制の強化を図りました。

③ ブロック別小委員会の開催による事故防止対策の推進

安全対策推進委員会の方針を受けて、ブロック別小委員会をブロックごとに開催（5月、7月、12月、3月）し、他の営業所と情報を交換するなど、事故防止対策や飲酒事故防止対策についての検討を行いました。

④ 職場懇談会の開催による情報の共有化

安全統括管理者と現場職員との意思疎通を図るため、安全統括管理者が直接現場へ出向き安全に関する意見交換を行う職場懇談会を、各営業所において



月 1 回開催しています。

平成 21 年度は、4 月に実施した渋谷自動車営業所を初めとして、11 営業所及び自動車工場において実施しました。

⑤ 整備情報の一元化

自動車工場に集約した各所の故障データや部品交換履歴を週毎にまとめ、毎週各所に配信することで整備情報の共有を図りました。

⑥ 車両整備機器の計画的な更新

車両保守の安全管理体制を充実させ、安全で安心な車両を提供するために、ツインリフト、タイヤ交換機、温水式洗浄機、エアコンプレッサーなどの車両機器を計画的に更新しました。



▲バックアイカメラ

⑦ 車両保全

車両移動時における車両後方の視認性向上のため、21 年度はバックアイカメラ搭載の一般路線バスを 104 両導入、また既存の一般路線バス 50 両に後付けしました。

⑧ 関東運輸局東京運輸支局による監査の指摘内容と改善処置

平成 22 年 3 月 29 日、北自動車営業所にて巡回監査が実施され、「運転者に対する輸送の安全確保についての指導監督が不適切であったこと」について指摘を受けました。

このことを踏まえ、今後改善を図ってまいります。

(3) 平成 22 年度の安全重点施策

- ① 日常の運行管理の徹底
- ② バス運転訓練車を活用した研修の実施
- ③ 安全研修の充実
- ④ ヒヤリ・ハット情報の収集と活用
- ⑤ 事故の分析に基づく事故防止対策の推進
- ⑥ 予防保全の実施による車両故障の削減
- ⑦ 内部監査の有効性向上



▲運転訓練車



7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

平成21年度の輸送の安全に関する実績額及び平成22年度の予算額は、以下のとおりです。

(単位:千円)

項 目	21年度実績額	22年度予算額
安全運行対策費用	314,893	327,908
運行管理機器の整備及び保守	134,772	146,589
運行管理・指導に係る費用	20,791	76,350
車両の整備	884,240	984,404
停留所設備の整備	14,320	31,759
合 計	1,369,016	1,567,010

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

事故、災害が発生した場合における報告連絡体制については、安全管理規程第13条第1項に定めています。

9. 安全統括管理者

東京都交通局長は、道路運送法第22条の2第2項4号の規定により、以下のとおり安全統括管理者を選任しています。

氏 名	役 職	期 間
斎藤 信	自動車部長	平成19年6月 1日～平成21年7月15日
松下 義典	自動車部長	平成21年7月16日～

10. 東京都交通局自動車事業安全管理規程

道路運送法第22条の2第1項の規定に基づき、「東京都交通局自動車事業安全管理規程」を別紙のとおり定めています。



11. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

安全管理規程第14条に基づき、目標を達成するために必要な人材を育成する教育及び研修について、交通局研修所で年間計画を作成し実施しています。

悉皆となる新任研修や現任研修では、必ず安全管理、危機管理に関する科目を設け実施しています。また、平成20年度から、各営業所で全ての乗務員を対象とした安全研修を開始しました。今年度は、乗務員一人あたり4回実施する予定です。この他、法定研修等については、外部の研修を受講させています。平成22年度の計画は以下のとおりです。

平成22年度研修実施計画（研修所実施）

対象者	研修名	実施予定	人数	備考
行政系職員	行政系職員新任科	4月	20	
	転入職員科	4月	40	
	転入管理職員科	4月、7月	20	2回
運輸系職員	運輸事務職科	3月	未定	
	運輸職員運行管理科（一般）A	6月	7	
	運輸職員運行管理科（一般）B	7月	40	2回
	運輸職員運行管理科（主任）	5月	20	
	運輸職員運行管理科（係長）	5月	15	
	自動車事故防止バリアフリー科	4月	17	
乗務員	自動車運転新任科	採用時	未定	
	自動車新任フォローアップ科	9月	54	10回
	自動車運転現任科	6月、11月	360	20回
	技能主任科（自動車運転）	5月	70	2回
	自動車運転指導運転手科	12月	12	2回
	自動車安全運転特別指導科	5月、12月	12	2回
	自動車運転適性検査科	随時	700	164回
	SAS（睡眠時無呼吸症候群）科	随時	630	45回
車両整備職員	交通技能新任科（前倒し実施）	22年3月	31	
	交通技術職科	3月	未定	
	自動車技術科	8月	20	
	自動車技能科	12月	20	
	自動車整備安全科	9月	20	
	技能主任科（交通技能）	6月	7	
全職員	事故防止科	6月	500	2回

※ 一部の研修については、他部の人数も含み、22年度安全マネジメントのカリキュラムの実施しない研修を含む。



平成22年度研修実施計画（外部研修等）

対象者	研修名	実施予定	人数	備考
運輸系職員	運行管理者等指導講習（基礎）	6月	20	自動車事故対策機構
	運行管理者等指導講習（一般）	6月	200	
	運行管理者等指導講習（特別）	随時	10	
乗務員	安全研修	四半期毎	全乗務員	営業所実施
営業所全職員	普通救急救命講習	随時	1,000	各消防署
運輸系職員	省エネルギー運転研修	6月	3	公営交通事業協会
	運行管理者研修	7月	7	
	旅客自動車運転者課程研修	6月	7	安全運転中央研修所
車両整備職員	整備管理者研修	11月	40	東京運輸支局
	指定整備事業者研修	2月	3	
	整備主任者研修	9月	65	
	整備主任者実技講習	7, 9, 10月	18	
	自動車検査員研修	7, 8月	51	
	ヒューマンエラー監督者研修	6月	3	ヒューマンファクター研究センター他

※ 一部の研修については、他部の人数も含む。



▲研修用に作成したDVD



▲交通局研修所（東雲庁舎）



12. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全統括管理者は、安全管理規程第15条に基づき、安全マネジメントの実施状況を点検するため、年1回輸送の安全に関する内部監査を実施しています。

平成21年度の内部監査は、以下のとおり実施しました。

○ 内部監査実施状況

実施日：平成21年12月

重点項目：①各部門で行われている安全への取組がP D C Aサイクルで行われているかの確認

②前回内部監査の不適合事実の改善状況（改善効果の把握）の確認

③運輸安全マネジメント評価報告書への対応状況の確認

④国へ提出した再発防止対策の実施状況の確認

監査結果（主な指摘等）

① 観 察

「部で実施している自主監査において、安全マネジメントファイリング関係について昨年と同じ指摘を受けている営業所があった。」

〈概 要〉

自動車部で実施している自主監査において、安全マネジメントファイリング関係の同じ指摘が、20年度・21年度と同一営業所で上がっており、指摘事項の是正は行われていたが、当該営業所においてP D C Aが有効に機能していないと思われるので、来年度も同様な指摘を受けていないか注視する必要があるので、観察事項となりました。

今後、同じ指摘を受けないよう営業所を指導して参ります。

② 賞 賛

「営業所ごとに目標管理シートによる自立的な事故削減に取組み、成果が認められる。」

〈概 要〉

営業所ごとに目標管理シートを作成し、事故削減数・強化する取組み等の目標を設定しており、監査時点では、20年度同時期より事故件数が減少するなど、有効に機能していることが「賞賛」と評価されました。